

修学旅行誘致

次代を担う若い世代の関心を喚起するため、北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致支援を行い、より多くの若い世代が北方領土を直に眺めたり、元島民の方々などから話を聞いたりすることにより、北方領土について深く正しい理解を身につけられるよう取り組んでいます。

○「北方領土を目で見る運動」修学旅行等誘致事業

(独)北方領土問題対策協会では、全国の中学校・高等学校等に対し、北方領土教育を取り入れた学習プログラムに関する経費や交通費、宿泊費等を補助しています。

- 対象:全国の中学校・高等学校等
- 要件:「北方領土学習プログラム」のうち2つ以上実施すること。

※補助を利用するには修学旅行実施前に申請が必要です。
 ※補助内容は変更となる可能性があるため、詳細については、(独)北方領土問題対策協会にお問い合わせください。
 (URL)<https://www.hoppou.go.jp/>

○北方領土隣接地域への修学旅行誘致促進のための下見ツアー

北方領土隣接地域を修学旅行先として検討してもらうため、修学旅行を担当する学校の先生を対象とした下見ツアーを行っています。



洋上視察



開陽台展望台(中標津町)



羅臼漁港(羅臼町)

学習指導要領における「北方領土」の取扱い

北海道では、毎年高校入試で北方領土に関する問題が出題されているよ。



○小中学校の学習指導要領(平成29年3月改訂)

我が国の領土に関する教育等の一層の充実を図るため、中学校学習指導要領・社会科(地理的分野)に加え、小学校学習指導要領・社会科並びに中学校学習指導要領・社会科(歴史的分野)及び社会科(公民的分野)において「北方領土」が新たに明記されました。

○高等学校の学習指導要領(平成30年3月改訂)

我が国の領土に関する教育等の一層の充実を図るため、地理歴史科(地理総合、地理探究、歴史総合、日本史探究)及び公民科(公共、政治・経済)において「北方領土」が新たに明記されました。

※学習指導要領:文部科学省が学校教育法等に基づき定めている、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準。

4 四島への訪問等

北方領土は日本固有の領土であるものの、依然としてロシアによる不法占拠が続いています。

日本国民が、ロシアの発給する査証(ビザ)を取得して北方四島に入域することは、北方領土においてあたかもロシア側の「管轄権」に服したかのごとき行為であり、北方領土問題に対する我が国の立場と相容れず、容認できません。

このため政府は閣議了解により、北方領土問題の解決までの間、日本国民による北方領土訪問について自粛を求めています。特例として下記の枠組みによる訪問、交流等が行われています。

北方四島交流等事業のために船舶「えとぴりか」が建造されました。



北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」

進水年月	平成23年11月
総トン数	1,124トン
全長	66.51m
全幅	12.80m
深さ(満載喫水)	3.30m
航海速力	15.0ノット
旅客定員	84人

「えとぴりか」は、新型コロナウイルス感染症対策のため改修工事を実施しました。



例:食堂兼集会場(アクリル板の設置)

●北方四島への訪問等の枠組み

枠組	目的及び開始時期	対象者
①四島交流(いわゆる「ビザなし交流」)	領土問題の解決を含む日ソ間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として、平成4年から実施。(平成3年4月 日ソ共同声明)	元島民等、返還要求運動関係者、報道関係者、訪問の目的に資する活動を行う学術・文化・社会等の各分野の専門家
②自由訪問	人道的見地、元島民及びその家族による最大限に簡易化された訪問として、平成11年から実施。(平成10年11月 モスクワ宣言)	元島民等
③北方墓参	遺族の切なる願いに沿い人道的見地から、昭和39年から実施。	元島民等

※政府は、「我が国国民の北方領土への訪問について」(平成11年9月10日閣議了解)により、我が国国民の北方領土への入域については上記の四島交流、自由訪問及び北方墓参の枠組みのみとし、これら以外に入域については、北方領土問題の解決までの間、行わないよう要請している。

四島交流(いわゆる「ビザなし交流」)

平成3年10月の日ソ外相間の往復書簡により、日本国民と四島在住のロシア人との間の旅券・査証なしでの相互訪問(四島交流)が平成4年から開始され、相互に訪問し、文化交流会やホームビジット等の交流を続けてきています。本事業は、領土問題の解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的としています。



国後島:友好の家